

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2989号)

令和5年4月6日

横情審答申第2989号

令和5年4月6日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年3月29日栄生支第1466号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「生活保護課に対するケース記録の開示」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「生活保護課に対するケース記録の開示」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「生活保護課に対するケース記録の開示」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年2月18日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第9条に該当するためその存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

存否応答拒否の適用に当たっては、「① 特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び「② ①で公になる事実、非開示理由に該当する事実が含まれていること」の二つの要件を備えていることが必要であると解されている。

(1) まず、本件開示請求が上記①の要件に該当するかどうかについて説明する。

本件開示請求は、特定の個人を名指しし、生活保護を受給している場合に栄区福祉保健センター生活支援課が作成することとなる特定の個人に係るケース記録の開示を求めるものである。

そのため、本件開示請求に対して開示決定又は非開示事由該当を理由とした非開示決定若しくは一部開示決定を行えば特定の個人に係るケース記録が存在すること、すなわち特定の個人が生活保護を受給している事実を答えることになり、また不存在による非開示決定を行えば、特定の個人に係るケース記録が存在しないこと、す

なわち特定の個人が生活保護を受給していない事実を答えることになる。その結果、名指しされた特定の個人が生活保護を受給している事実の有無が公になることから、上記①の要件に該当する。

(2) 次に、①で公になる事実に、非開示事由に該当する事実が含まれているかについて説明する。

ア 旧条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については開示しないことができることを規定している。

イ 特定の個人に係る生活保護受給の事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから旧条例第7条第2項第2号に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。よって、①で公になる事実に、非開示事由に該当する事実が含まれていることから、上記②の要件に該当する。

(3) 以上のことから、本件開示請求は、旧条例第9条に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 生活保護課のA係長が生活保護に申請した特定個人Bと特定個人Cに対する、生活保護になるための根拠・約束を守らず、私との約束を反故にした理由を知りたくケース記録の開示と説明を求めた。

(2) 生活保護課から信頼を元から崩したものである。困窮する人の程度に応じて必要な保護を行うこととされていたか。全く適切な運用ができているとは思えない。全て税金のムダ使いである。

(3) この半年間、どのように2人のケースワークをしてきた結果が現在になっているのか、4年間2人を見てきた私は知る権利があると思うので、ケース記録の開示を求める。

(4) 私は彼らの生活保護申請を一緒に行った当事者だ。2人が現在も保護を受給していることは不動産屋から確認を取って知っている。やましいことがなければ堂々と開示すべきではないか。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。

(2) 生活保護に係る事務について

横浜市では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、本人の申立てや第三者の意見を聴取するとともに、実態を把握するための調査を行い、生活保護の要否の決定を行う。

(3) 存否応答拒否について

ア 旧条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否を行うには、①「特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること」及び②「①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていること」の二つの要件を備えていることが必要であると解される。

このように存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものである。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものであるため、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 存否応答拒否の要件①該当性

本件開示請求については、開示請求書の「生活保護課に対するケース記録の開示」との記載、開示請求書と同時に提出された陳述書の「この半年間、どのよう

に2人のケースワークをしてきた結果が現在になっているのか私は知る権利があると思うので、ケース記録の開示を求める。」との記載等を踏まえると、審査請求人は、特定個人B及び特定個人Cという特定の者を名指しして、生活保護のケース記録の開示を請求していると解される。

そのため、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合、特定個人B及び特定個人Cに関する生活保護の受給の事実の有無が明らかになる。

ウ 存否応答拒否の要件②該当性

旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

そして、特定個人B及び特定個人Cに関する生活保護の受給の事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、旧条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 審査請求人の主張について

審査請求人は、特定個人B及び特定個人Cにつき、現在も生活保護を受給していることは不動産屋から確認を取って知っていると主張している。

しかし、条例に定める開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者の個別的事情が当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

カ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するもの

ではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を旧条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年3月29日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和3年4月15日 (第268回第三部会) 令和3年4月22日 (第348回第一部会) 令和3年4月28日 (第397回第二部会)	・諮問の報告
令和3年5月6日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和5年2月2日 (第16回第四部会)	・審議
令和5年3月2日 (第17回第四部会)	・審議